

新潟県条例第33号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>8,400円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)	(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>6,900円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)

第2条 新潟県農業大学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>9,900円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)	(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>8,400円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成32年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成33年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県農業大学校条例第7条第1項の規定は、平成32年4月1日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新潟県農業大学校条例第7条第1項の規定は、平成33年4月1日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。